

公 示

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、一般競争入札(総合評価落札方式)を採用します。

なお、公示に関する照会は調達部(Tel: 03-5226-6612)あてにお願いします。

2018年 7月 4日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役理事

【1. 競争参加資格】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 入札説明書等の配布】

入札説明書及び配布資料等の配布については、全省庁統一資格を有している法人(JICAの簡易審査申請中の法人を含む。)を対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)を参照願います。

番号： 180189

国名：全世界 担当：評価部

案件名：2018年度案件別外部事後評価：パッケージ - 6（タイ、ラオス）（一般競争入札（総合評価落札方式））

1 選定プロセス

- (1) 入札説明書等配布依頼書受付期間：2018年7月4日から2018年7月10日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 入札説明書等ダウンロード期間：2018年7月4日から2018年7月10日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) 技術提案書等提出：2018年7月20日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 入札・開札：8月上旬

2 業務の内容

事後評価対象案件

- (1) ラオス：タケク上水道拡張計画（無償資金協力）
- (2) タイ：東部外環状道路（国道九号線）改修計画（無償資金協力）
- (3) タイ：パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画（無償資金協力）

3 条件等

(1)参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外における事業評価に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

(2)参加の制限

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません。ただし、下記 ~ に該当する業務に従事していても、それが再委託や非常に限定された一部の範囲であって、評価の中立性・独立性に影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。そのような場合は、業務指示書別紙を参考に説明文書を提出し、JICAに対し排除者条項適用の判断を求めることができます。

本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人

本件業務の評価対象案件にかかる調達（建設を含む）を担当した商社もしくは建設業者、および右会社に属し対象案件の実施に従事したことのある個人

本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人

本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した法人または個人

【注意】

本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）に、参加した者は、本件調査への参加を制限されません。

2. 利益相反の判断にあたっては、上記1.の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

3. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記の2.に関わらず本件業務には参加できません。

4 契約期間（予定）

2018年9月上旬～2019年7月下旬

5 想定人月（予定）

4.69 M/M

以上